

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
平成28年 3月18日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づき、平成28年3月16日付け鎌消本警第1110号をもって諮問のありました個人情報の収集につきましては、諮問の内容については記録期間が1分程度となる機器を装備した運用することを条件として適当なものであるものとして答申します

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第8条第6項の規定による本人への通知は省略することができます。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務 担当課	事務の 名称	個人の 類型	収集する記録の 名称	収集する理由
27	警防救 急課	ドライブレ コーダー運 用事務	対象者	対象者の映像 (人物・運転車 両等)	ドライブレコーダー運用事務に おいて事故が発生した場合の状 況確認を行うため